

総税都第14号  
平成22年4月1日

各都道府県知事 殿

総務副大臣

### 運輸事業振興助成交付金について

平成22年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されましたが、当分の間、その税率水準は維持されることとなりました。また、運輸事業振興助成交付金についても、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされました。

運輸事業振興助成交付金は、軽油引取税の暫定税率の導入に伴い営業用バス及びトラックの輸送コストの上昇の抑制等に資するために創設され、従来、「運輸事業振興助成交付金について」（昭和51年11月8日付け自治事務次官通知）によって取り扱われてきました。上述のように、今回の改正により暫定税率は廃止されましたが、当分の間改正前の軽油引取税の税率水準が維持されたこと及び上述の運輸事業振興助成交付金の趣旨を踏まえ、各都道府県においては引き続き適切に対応されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。